

呉羽化学錦工場 4号ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 燃料に含まれる重金属等の含有量の把握による燃料の品質管理、施設の運転管理等を適切に行い、排出ガス等による環境への影響をできる限り低減するよう努めること。
- (2) 事業計画の検討に当たり、石炭を燃料とした経緯及び環境への影響の回避・低減に配慮した内容をできる限り詳細かつ分かりやすく示すこと。
- (3) 本事業は既設設備の更新を行うものであることから、予測及び評価に当たっては、更新前後の大気質、水質及び廃棄物の排出諸元等の変化について、できる限り詳細に示すこと。
- (4) 環境影響評価項目の選定の理由は、その妥当性を明らかにするとともに、有害物質及び悪臭については、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (5) 予測に使用した設定条件を明確に示すとともに、その妥当性を明らかにすること。
- (6) 環境保全措置の検討の経緯及び効果をできる限り具体的に示すこと。
特に、「環境影響の回避・低減に関する評価」においては、講じようとする環境保全措置と予測及び評価の結果との関連性について、より具体的に示すこと。
また、環境保全措置の実施に当たっては、最新の技術、工法等を積極的に採用するなどして、環境負荷の低減に努めること。
- (7) 工事中又は供用開始後に、環境影響評価書作成段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施すること。
また、環境監視に関する情報については、積極的な公表に努めること。
- (8) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合は、環境への影響を予測及び評価した上で、必要な措置を講じること。

2 大気環境について

- (1) ばい煙については、既存設備も含めた工場全体の総排出量をできる限り低減するよう努めること。
- (2) 大気質の予測に当たっては、高層気象の観測結果等を適切に活用することにより、地域の特性に応じた気象条件を設定するとともに、その根拠を分かりやすく示すこと。
- (3) 騒音については、調査結果を踏まえ、環境保全措置及び環境監視を確実に実施し、影響をできる限り回避・低減するよう努めること。

3 水環境について

- (1) 排水中のふっ素については、より低減できる環境保全措置を検討し、その結果を示すこと。
- (2) 既設総合排水処理設備の処理過程を具体的に示すとともに、本事業に伴う排水について、処理可能としている根拠を示すこと。また、BODの測定を環境監視計画に追加すること。

4 廃棄物等について

廃棄物等については一層の有効利用を図ること。なお、循環的な利用に当たっては、有害物質の溶出試験等安全性の確認を行うことにより、環境影響の回避・低減に努めること。

5 その他

- (1) 上記1から4の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。
- (2) 環境影響評価書の記載に当たっては、専門的な内容を理解しやすくなるよう努めるとともに、上記1から4の内容を十分に踏まえたものとする。